

市立公園・児童遊園の指定管理者制度の導入について

令和5年4月1日から、市立公園・児童遊園全83箇所を対象に、西多摩地域の自治体では初めての取組みとなります。指定管理者制度を活用した民間事業者での管理運営を始めます。

公園等の管理運営を民間事業者が行うことで、市民ニーズにより柔軟かつ迅速に対応できること、また豊富な経営ノウハウや創意工夫により、効率的かつ効果的な施設運営ができること、新たな事業展開により、施設の機能を最大限に発揮し、利用者の増加等が期待できるなど、市民サービスの質の向上が図られることが期待できます。

また、行財政改革としての効果や業務改善等が見込まれることから、これからは、地域の魅力と価値を高める公園づくり、ひいてはまちづくりを、『地域と共創』で作りに上げていくことに、より一層尽力してまいります。

1. 対象施設

83施設（公園70箇所、児童遊園13箇所 条例で設置している全箇所）

2. 指定管理者

ウイングパーク（共同企業体）

- ・日産緑化株式会社（多摩支店 東京都八王子市高倉町）
- ・株式会社大進緑建（本社 東京都羽村市緑ヶ丘）

3. 指定期間

令和5年4月1日～令和9年3月31日（4年間）

4. 指定管理者が行う主な業務

- ・公園及び児童遊園の施設及び設備の維持管理に関する業務
（例）巡回・点検、樹木や下草の手入れ（ヤギによる除草を予定）、遊具や健康器具の保守、トイレの保守その他維持管理に関する業務全般
- ・使用の許可及び許可の取消しに関する業務
（例）競技会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部若しくは一部を一時的に独占して使用する行為への許可等
- ・有料施設の利用に関する業務
（例）有料施設の予約受付・承認、利用料金の収納・免除等
- ・地域活性化のための各種団体等との協働及び支援に関する業務
（例）公園のボランティア活動等への支援や、地域団体等との交流や協働による事業展開
- ・公園及び児童遊園の利用促進に関する業務
（例）市民コミュニティの振興（移動販売車の出店やマルシェ等の開催を予定）、スポーツの普及振興（プロサッカーチームによるサッカー教室等を開催予定）、環境教育・学習の推進及び体力・健康づくりの推進のための事業

5. 市公式サイト



◀公園等の指定管理者による
管理運営の開始について



◀羽村市における指定管理者
制度の導入状況

6. 担当

羽村市まちづくり部土木課公園管理係 井上
電話 042-555-1111（内線282）